

(第4期) 尾道市LPガス使用事業所支援金

LPガス価格の高騰により経営に影響を受けた、市内でLPガスを使用している中小企業者等に対して、影響の緩和を図り、事業の継続を支援します。

※当事業は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

◇申請期間

令和8年10月5日(月)～11月30日(月) 消印有効

◇支援対象者

市内に事業所を有する中小企業者等(個人事業主を含む)であって、以下の要件を全て満たすもの

①市内の事業所における令和8年4月から9月までの間の任意の3か月における1か月当たりのLPガス平均使用量が10立方メートルを超える者であって、かつ、引き続き市内で事業継続の意思がある者

②代表者、従業員等が尾道市暴力団排除条例(平成24年条例第13号)第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を営む者でない者

※政治団体及び宗教上の組織・団体等は対象外です。

※LPガスとは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第2条第1項に規定する液化石油ガスをいう。

※今回の支援金では都市ガスは対象外です。

◇支援金額等(100円未満は切り捨て)

令和8年4月から9月までの間の任意の3か月における、1か月当たりのLPガス平均使用量に、19円を乗じた額の6か月分の金額

(ただし、広島県が実施するLPガス料金高騰対策支援事業における値引き分(1契約当たり580円)を控除した金額を支給する。)

※対象期間の月の考え方は、ガス会社が〇〇月分と定める月とします。

※平均使用量は10,000m³を上限とします。

※予算の上限を超える場合は、予算の範囲内で按分し、支援金額を調整します。

【支援金額計算例】(LPガス平均使用量が100m³で1契約のみの場合)

LPガス平均使用量100m³/月 × 19円 × 6か月 = 11,400円

11,400円 - 580円 × 1(広島県支援金分) = 10,820円 → **10,800円(100円未満切捨て)**

※1か月当たりの平均使用量が10m³以下の場合、支援金の対象となりません。